

軽減判定所得の改定

税制改正により、前年中の所得が一定額以下の世帯の負担軽減を目的として、次のとおり軽減判定基準の見直しを行います。世帯の所得金額が基準額以下の世帯について、1人当たりの「均等割」・1世帯当たりの「平等割」（後期高齢者医療は「均等割」のみ）を軽減します。

軽減割合	軽減判定基準額	
	改正前	改正後
7割	基準控除額(43万円) +10万円 ×(給与所得者等数-1)	基準控除額(43万円) +10万円 ×(給与所得者等数-1)
5割	基準控除額(43万円) +29万円×(被保険者数) +{10万円 ×(給与所得者等数-1)}	基準控除額(43万円) +29.5万円×(被保険者数) +{10万円 ×(給与所得者等数-1)}
2割	基準控除額(43万円) +53.5万円×(被保険者数) +{10万円 ×(給与所得者等数-1)}	基準控除額(43万円) +54.5万円×(被保険者数) +{10万円 ×(給与所得者等数-1)}



マイナ保険証が  
始まっています

マイナンバーカードを保険証として利用登録することで、マイナンバーカードを使って医療機関を受診することができ、医療機関への受診はぜひマイナンバーカードをご利用ください。

紙の保険証の廃止について

紙の保険証は、令和6年12月2日から交付（紛失による再交付を含む）はできなくなります。

なお、経過措置として、令和6年12月1日までに交付された保険証は住所や負担割合などに変更がない限り、有効期限（令和7年7月31日など）まで利用可能です。

紛失や破損をした場合は、保険証の廃止前後にかかわらず、申請が必要です。町民課（国保年金係）までお問い合わせください。

12月2日以降の

医療機関受診方法について

▼紙の保険証をお持ちの方

有効期限までこれまでと同様に受診できます。

▼マイナ保険証をお持ちの方

マイナ保険証を使って医療機関を受診してください。ご自身の被保険者資格情報は、マイナンバーでご確認いただけます。なお、次に該当する方には、資格情報を簡易に把握することができます。「資格情報のお知らせ」（A4サイズ）を送付します。

- ① 新たに資格を取得する方（75歳になる方など）
- ② 資格情報に変更になった方
- ③ 紙の保険証が使えなくなった方（有効期限切れなど）

▼マイナ保険証も紙の保険証も持ちでない方

当分の間は、本人の申請によらず「資格確認書」を送付します。「資格確認書」を医療機関などで提示し資格確認を行うことで、引き続き、一定の窓口負担で医療を受けることができます。

- マイナ保険証をお持ちの方でも、次の方については申請により資格確認書を交付します
- ① マイナンバーカードを紛失した方・更新中の方
- ② マイナ保険証での受診が困難であると認められる方